

予防行政のあり方に関する総合的検討に係る都道府県・消防本部からの意見等

注) 本資料は、「平成22年度第1回予防行政のあり方に関する検討会」(平成22年7月1日)で報告された検討状況について、都道府県及び消防本部あてに情報提供し、意見照会を行った結果(7月末締切)、各消防本部等から寄せられた主な意見等を各検討内容の項目ごとに取りまとめたものである。(1県44消防本部から回答があり、同趣旨の意見等は1件としてまとめている。)

1 火災予防に係る国民の責務**1-1 「国民の責務」の法定****(1) 「国民の責務」規定の必要性**

- ・ 火災予防に関する国民の意識レベルを上昇させるためにも、努力義務規定は必要。
- ・ 精神論的な条文を制定しても、実効性を持たせなければ効果はない。
- ・ 火災予防に関しては、消防法第24条、第25条に火災発見の通報や応急消火義務等の責務規定が置かれていることから、改めて国民の火災予防に関する責務を規定する必要性は低い。
- ・ 火災予防に係る国民の責務の目的を明確にした上で検討して頂きたい。また、失火の責任に関する法律についても検討して頂きたい。
- ・ 国民の責務規定を盛り込むためには、① 国民の責務を法定化する明確な根拠、② 「住宅防火は個の責任、ビルなどの防火は関係者の責任」という点から考えると、「関係者の責務」についても包括的に法定、といった点等を十分に検討する必要がある。
- ・ 「国民の責務」のほかに「行政の責務」についても論議が必要。また、火災保険のリスク評価等を実施することにより防火水準を確保する法規制を設けることも、より一層国民の防火に対する意識を高めるのではないかと。

(2) 防火教育

- ・ 未来を担う若い世代の防火教育が重要であり、年少者に対する防火教育を学校教育の時間に導入したり学習指導要領に盛り込むなどして、防火教育を図る必要があるのではないかと。
- ・ 子どもに対する防火教育に係る、周囲の大人の責務等についても明確にする必要がある。

(3) 地域の防火活動

- ・ 放火されない環境づくりに関する文言を入れてほしい。
- ・ 消防職員や消防団員による地域住民への防火防災教育を責務として規定するとより実効性が高まる。
- ・ 災害時の共助体制の構築を国民の責務として消防法上に明記していく必要がある。
- ・ 事業所の防災活動の一つとして、地域住民、町会・自治会等と連携した活動について明記することも検討すべき。

1-2 出火防止対策の重要性

- ・ 製品火災に対する消防機関の調査権限（資料提出命令権・報告徴収権など）は拡大すべき。
- ・ 各消防本部が単発的にメーカー等に対し資料提出命令、報告の徴収等を行うよりも、消防研究センター等で一括鑑識を行い各消防本部に鑑識結果を通知した方が効率的。公表も同様に、国（消防庁又は消費者庁）が全国的に整合性のある公表を行うべき。
- ・ 火災原因の国民に対する公表は、出火防止対策上必要であり、公表基準の要否についても検討に加える必要がある。
- ・ 本部における火災原因調査の現状（火災原因調査の経験年数等）、調査権限の拡大に伴う調査実施における責任の増大等を勘案すると、火災原因の公表にあっては、公表実施機関を含めその手法について議論が必要。

2 火災危険性評価の導入

(1) 火災危険性評価の方法

- ・ 現在、多くの火災予防条例において義務付けしている防火対象物の使用開始について、当該規定を法定化し、罰則担保するとともに、届出が実施されない管理権原者に対する防火対象物使用開始届出命令を付加することを提案する。
- ・ 英国の制度をそのまま導入することは、実現困難と思われる。よって、英国の制度より合理性を追求したものとして、予防事務のOA化により「防火対象物のデータベース」を構築し、当該データベースから「防火対象物危険度ランク」を算出し、当該危険度ランクに基づく新たな消防法令の体系を構築し、排除すべき火災危険、排除しきれないで残った火災危険に対応する適切な消防用設備等の設置及び対応すべき適切なる防火管理業務等を明確化するような仕組みの法制化について検討を望む。

(2) 火災危険性評価の効果について

- ・ 行政だけが火災のリスクを考えるのではなく、火災のリスクに対して自助・共助の仕組みが作られ、有効に運用されるような社会的基盤が必要であり、それを作り上げるには法律の規定が必要。ただし、その規定は企業が行う「火災に関するリスクアセスメント」を法律で義務付けることが重要。
- ・ 違対象物の是正促進のため、火災保険制度と関係法令をリンクさせていただきたい。例えば、保険加入時や保険金請求時に消防法及び建築基準法の違反の度合いに応じて加入制限（掛け金などを含む）を設けることにより、是正促進につながる。
- ・ リスク評価による保険料率の免除がなければ、事業主側の負担が増大するばかりで、実効性がない。
- ・ 火災危険性評価の内容は保険（保険料の減額）、建築等（容積率の緩和）に係る法令と関連性を持たせた優遇措置を検討していく必要がある。また、保険料減額の評価基準については、保険会社で検討すべき。
- ・ 今後は法規制だけでなく、国民や企業が火災保険のリスク評価を通じて自主的な危険回避を行っていく部分を増やしていくべき。

3 消防法令の順守、違反状況の公表制度の整備

3-1 違反等の公表制度

(1) 公表制度の効果について

- ・ 一般的には、公表によって社会的な信用を毀損される場合が多いことから、罰金などよりも法違反の改善効果が高いのではないかと考えられる。
- ・ 不特定多数の人が利用する施設は、利用者への安全情報としての公表制度を設けた方がよい。
- ・ 違反是正の効果や建物全体としての防火管理等の管理意識の低下が懸念されることから、現行基準でよい。
- ・ 悪質または全国的に違反がある系列店等が存する建物（テナント）は、全国一律で違反の把握ができるような仕組みを検討すべき。
- ・ 繰り返し違反が考えられるものについては、行政処分が履行された場合でも、しばらくの間継続して公表できるようにする必要がある。
- ・ 違反の公表と併せて、法令を遵守している対象物公表制度を整理する必要がある。簡単な手続で公表できるようになるとさらに違反是正につながる。

(2) 公表制度の執行上の課題（行政コストについて）

- ・ 対象物等の規模には関係無く実施すべき。
- ・ 全ての違反について公表ということになると、再度、違反状況を確認する必要があるため、体制を整えるだけでも相当な人員及び時間を要し、他の業務に支障となる恐れがある。このことから、事務量の負担を考えると、ある程度の線引きをしないと実現は難しい。
- ・ 公表に危険度ランクは必要ない。単に事実を公表する方が望ましい。
- ・ 危険度等のランク付けについては、全ての防火対象物の状況を把握した上で公表しなければならないから反対。
- ・ 一定の統一的公表基準と併せて市町村が運用できる幅を持てれば極めて有効。
- ・ 危険情報の共有、早期是正への効果、制裁などその目的を十分整理、検討が必要。防火管理者の未選任などの公表となると、厳密運用されれば多数に及び、登録、抹消など頻繁な事務となる。公表の機関が国、地方なども含めて運用と効果の検討が必要。また、違反等の公表だけでなく、優良防火対象物など事業所へのメリットとなるような公表制度も必要。
- ・ 法令違反情報の公表は、制裁という色彩を無視できないことから、関係事業者の権利、利益の保護という観点から、制裁という側面に目を向けた公表のルール（公表の期間、方法等）を法令で明確に示す必要がある。
- ・ 公表制度を設ける場合には、最低限、法令により対応すべき。
- ・ 公表に際しての不利益にどこまで対応するか、法体系を整備する必要がある。

3-2 第三者による情報提供・評価

- ・ 防火対象物点検制度及び特例認定制度については、施設所有者はもとより利用者、関係者それぞれに認知されていないだけでなく、「ごほうび」の部分がないことから、実効性が高まっていない現状にある。よって、従来の「適マーク」制度を望む。
- ・ 防火対象物点検報告制度は、防火優良認定証と防火基準点検済証は一本化し「基準に適合した安全な建物であること」をあらわす表示に改正するなど、国民にとってわかりやすいものになるよう抜本的な見直しを要望する。
- ・ 現行の表示制度は国民にとって明解ではない。国民が一目でわかるよう、単純明快かつ、実効性のある表示制度への見直しが不可欠。
- ・ 防火対象物使用（テナントの部分使用を含む）開始時に設置した消防用設備等について消防機関の検査に合格したことが、「消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証」とは別に、明らかになるような簡便な表示シール（飲食店舗の保健所のシール、狂犬病接種済シールなど）等で表示する制度があれば、防火対象物を利用する時の安全の目安になり、当然防火対象物関係者の防火意識向上にも寄与する。
- ・ 現行のラベル制度（点検済表示）の法制化により、より事業所、消防用設備業界及び行政との連携を明確化し、適正な点検とその結果が、利用する市民等や行政機関の査察時に、目に付くラベル表示を行うことによる法令順守への仕組み作りが必要。
- ・ 消防機関以外の第三者が事業所の防火安全性を評価する制度を設け、当該評価情報が公表されることにより、事業所の自主防火管理の向上に効果がある上、消防機関は、悪質な違反對象物の是正事務に消防力を投入できるので、当該評価制度を整備していただきたい。

3-3 事業所の自主的な取り組みと行政との関係

- ・ 現実に警察機関等に点検・報告の懈怠を告発しても、ほとんどはまともに受理されないという状況であり、具体的に実効性を担保する手段がないという状態であることから、点検・報告違反に対しては命令規定を創設し、この命令に違反した場合には現行の消防法第5条の2の使用停止命令ができるように一部改正を希望したい。
- ・ 自主的な取組は限界があり、実効性を高めるには、車の車検制度や税金の徴収等のように強制的な仕組み、或いは防火対象物点検資格者が点検を実施する場合に消防訓練を企画し実践させる指導的な役割（付加価値）等の工夫が必要。また、一方では、当該制度の質を担っている資格者の責務についても検討を要する。防火対象物の関係者から受託されている側（点検業者）は、実際問題として「指摘しづらい」、「点検の際に時間的にせかされ、十分に点検できない。」等々の実情を聞くことがある。こうした課題と事業者側の自主的な取組、そして消防機関による効果的なフィードバックの仕組みが必要ではないか。
- ・ 各行政と連携を図り、公共危険が存在する対象物に対する許可・認可等に当たっては、消防法令の遵守と届出を優先させ、同届出等が行われていなければ、許可・認可等を与えない仕組みが構築されれば、新たな消防法令違反の削減、各施設の実態把握、災害による被害の軽減に繋がる。
- ・ 防火対象物のうち、特に複合用途対象物の用途変更に係る違反の状況が顕著で、占有者の入れ替わりの際は、ほとんどが不動産業や建物管理会社が介在しており、それらの業態は入居させればそれで終了と解しており、消防への届出や検査関係等が滞っているのが現状であることから、不動産業等の管理に関する法律を関係行政省庁と協議し規制の強化を図り、届出等の健全化を推進すべき。
- ・ 消防用設備等点検報告制度では、一定の消防用設備等に点検及び報告の義務を課しているが、建物規模や用途、設備の種類、設備の維持管理の状況等により点検及び報告の特例制度を導入してはどうか。

3-4 各種履行確保方策

(1) 新たな履行確保方策について

- ・ 告発と同時に「使用禁止」措置が取れるような法改正を要望する。
- ・ 消防法違反の是正にあたり、直接、警察権を行使できる仕組みは有効。消防法の中には、現に破壊消防、警戒区域の制限、退去等の強制力（警察権）が存在しており、公益上必要と認める場合には、やむを得ず拘束力を持って緊急に対応できる権限も必要。
- ・ 直接強制など新たな制度を設けることについては、各消防本部がしっかりと違反処理を実施するようになった段階において検討すべき。
- ・ 過料の繰り返し徴収等執行罰を強化することは非常に有効であるが、現在の消防署の予防査察体制では人員、手続き面等問題が多く難しい。過料を課すための事務の簡素化等の整備を図る必要がある。
- ・ 防火管理者の選任、消防用設備等の設置等消防法において基準が明確になっている違反について、交通法規違反の反則金制度のように、消防吏員が立入検査現場において処理できる制度を構築して頂きたい。
- ・ 企業や個人事業主、職員等の防火意識・取組意欲の向上を促すため、反則金制度の導入や税制の優遇、講習参加の支援制度等を導入してはどうか。

(2) 立入検査

- ・ 質問権について、立入の場所に限らず、消防署に任意で出頭してもらおう場合など、火災の予防に必要な場合の行為としての権限を付加することができないか。
- ・ 命令権者について、ある消防本部管内の火災予防行政を他の本部の消防職員が支援する場合や、違反是正支援アドバイザー等の支援の際、緊急消防援助隊のような仕組みのイメージで、立入検査権を付与することはできないか。
- ・ 違反対象物の立入拒否に対する対抗として、立入検査権に強制力を持たせることはできないか。
- ・ 違反処理事務を担当する消防吏員を「(仮称) 司法消防吏員」として命令、告発、代執行等の実施権限を付与するよう法改正を要望。

4 複合ビル等の防火管理、責任体制の明確化

(1) 管理権原者の明確化について

- ・ 現在の防火管理制度では「管理権原者」が防火管理の主体になっているが、「管理権原者」の概念は理解しづらいもので、所有者を頂点とした防火管理体制創設の際に見直すべき。
- ・ 共同防火管理制度の枠組だけではなく、防火対象物の消防法令上の義務を負う者については「所有者」とすることを提案する。
- ・ 多様な管理形態に対応するためには、防火管理責任を免れることができない建物所有者を法的義務者として、防火管理業務を補完する者として外部委託やテナントを失火防止責任者等と位置付けるような分かりやすく実効性が期待できる体系を検討してほしい。
- ・ 今の状況では、共同防火管理制度自体が有名無実化していると言わざるを得ず、「単独防火管理」、「共同選任」、「共同防火管理」等の防火管理体制の類型を整理する等、根本的な改正が望まれる。
- ・ 防火管理者制度はもっとシンプルで実効性のあるものとするべきであり、オーナー、防火管理者、防火責任者の位置付けの整理と明確化が必要。契約等で、ハード面はオーナー側により大きな責任を課す一方で、ソフト面はテナント側に責任を課すなど明確にするべき。
- ・ オーナー側がテナントの出火責任以外を負うことが、テナントへの履行、施設全体の履行につながり効率的。
- ・ 複合用途の貸しビル等の共同防火管理については、共同防火管理協議会にビルオーナー等の貸し主も構成員（共同防火管理協議会代表者）になり、防火防災管理を実施する必要がある
- ・ 複合ビルにおいて、テナントが頻繁に入れ替わり防火管理者未選任となる消防法違反が非常に多いことから、オーナー側の責任においてテナントが入店する際に防火管理者資格の有無等を条件とするような法規制は出来ないか。
- ・ 現状の一律的な規制を見直し、テナントの営業形態等を考慮した上で所有者等による適正な防火管理が可能と認められる場合に限っては、「防火管理者の共同選任」や「防火管理協議事項の規制を外す」などを可能とする法制度の検討を要望する。加えて、一部のみ特定用途が占有している防火対象物（いわゆる下駄履き共同住宅など）において、特定用途部分が令8区画となっている場合などは、共同防火管理協議事項の規制を外すことについても、併せて検討を要望する。
- ・ 共用部分の責任の所在を明確にすべき（共用部分の防火管理者の選任は不要）。

(2) 複合ビル・同一敷地内ビルの取扱いについて

- ・ 複合ビルの定義の見直しが必要。店舗併用住宅、事務所併用住宅などで用途と住宅の面積がほぼ等しいか、住宅が大である場合、16項（複合）となる。これは除外できないか。複合ビルという網が広すぎる。
- ・ 一つの防火対象物として取り扱う場合、収容人員が数名といった建物、延焼の危険が少ない又は建物間が離れているなど火災時には対応が出来ないことも考えられ、全防火対象物で統一的に消防計画が作成されても、実際の火災等では必ずしも十分な効果が期待できないものであると考えられるので、消防法施行令第2条は廃止するよう検討すべき。

5 規制体系の再編・簡明化

5-1 現行規制体系の評価と今後の方向性

(1) 現行規制の再編

- ・ 消防法上の用途及び建築基準法上の用途について見直すことが必要。
- ・ 用途に応じて求められる防火性能のレベルに対応するためにも、事業形態で用途を判断できるように再構築すべき。
- ・ 現行の消防法令による防火対策については、引続きの担保が必要だが、現行規制への効果の検証及びその見直しは必要。
- ・ 複雑化した規制体系の見直しについて、法令基準を目安に表示制度とリンクさせ全ての建築物について安全性を評価するとともに、同評価の結果を公表・公示できる制度として、必ずしも既存改修を伴わない法令改正をし、行政機関は評価機関となるとともに、安全についての責任は当該建築物の所有者等と利用者等の相互責任とするような方向性についても検討されてはどうか。

(2) ソフト・ハード対策の組み合わせ等について

- ・ 令32条の考え方については、設備設置との同等性からの判断として設備のみについて考えられているが、例えば、法的要求以上の設備設置をすることによるソフト面の緩和やソフト面の強化による消防用設備等の緩和など、防火管理の状況についても基準の特例を設ける仕組みにしてはどうか。
- ・ 防火対象物が未完成時点で、ソフト面の対策も含めて、必要な防火安全性能を消防長等の判断で許容することは困難。許容していくなれば、あくまで事業者の自己責任で防火安全の対策を選択させるべきであり、そのためにも、設備設置規制と同様に法制化するべき。
- ・ 現在の消防用設備規制は、余りに細分化し過ぎている。また、屋外消火栓設備や動力消防ポンプ設備の設置は、当該事業所の自衛消防体制を考慮しなければ決められないことから、こうした消火設備の規制には防火管理状況を加味させるべき。
- ・ 消防用設備等などのハード面について、ソフト面の対策とハード面の対策を組み合わせることにより、必要な防火安全性を確保する方式を採用する場合、ソフト面のマンパワーに係る基準を一律規定とするのではなく、性別、年齢、就業年数、身体能力等の個人差を考慮した規制が求められるのではないか。
- ・ 防災管理制度における消防法第4条の適用を明確化するよう要望する。
- ・ 防災規制は、特定防火対象物や高層建築物が規制の対象となっているが、今後規制対象を見直し、用途、面積及び使用形態等に応じた規制が必要。また、防災物品には社会状況に合っていないものがあり、見直しが必要。

(3) 条例について

- ・ 基本的に国は、防火安全に必要な最小限度の統一規制を設け、これにプラスした形で地方の自主規制を許容していくことが重要。ただし、現在は消防用設備等に関してのみ条例の上乗せ規制等を認めているが、地域主権や自主的自治権という趣旨からすると、「地方の気候又は風土・・・」というような制限を設けない地方公共団体の対応を担保することが望まれる。

- ・ 全国的に最低限の防火基準を確保するためには、地方公共団体の条例制定権や消防長特例等はむやみに拡大せず、現行の範囲に留めておく方がよい。
 - ・ 地域性のないこと（火気使用設備等）は、条例委任ではなく法令で規制すべき。
- (4) 関係法令について
- ・ 規制を関係省庁でできるだけ一本化し、点検報告、各種届出もある官庁に届け出れば済むような方向にすべき。
 - ・ 法令上において関係部局及び関係機関との手続きに係る連携に関する明確な仕組みづくりの構築が必要。
 - ・ 火気器具等については、J I S規格等の民間資源（基準）が既に導入されているが、火災の実態を把握している消防機関がJ I S等の評価機関等に提案をしても規格等に反映されていない現状が認められることから、今後の検討に際しては火災実態を踏まえた基準を作成するための消防機関の関わりについて検討して頂きたい。
 - ・ 無確認建築、増築、改修、用途変更の規制強化方策について検討願いたい。
 - ・ 火災事例に対応した規制強化が早急すぎる。安全は自己責任の立場に立ち、省庁間で十二分に協議して実行されたい。めまぐるしく改正されると、国民（消防職員も）がついていけない。
- (5) 設備規制の合理化について
- ・ 現在の消防用設備の災害時に対する効果を、奏功事例等を踏まえて検証し、必要に応じて消防用設備等としての取扱いの見直しが必要。
 - ・ 簡明化に当たっては、消防用設備等が実際に使用され火災被害の軽減に効果があったかを検証することが必要。
 - ・ 消防用設備等などのハード面について、現行の規制体系では各用途等に係る要件ごとに設置基準が一律に定められているが、同一用途にかかる各施設の使用実情に合わせた実効性のある設備規制が求められるのではないかと。
 - ・ 大規模・特異建築物の建築中及び解体中の建物の消防設備のあり方について検討する必要がある。
 - ・ 令第9条を適用し、消防用設備を設置させる際の考え方について検討をお願いしたい。
 - ・ 火災の際に高齢者や障害者においても有効に活用されることを念頭においた消防設備の設置基準を検討すべき。
 - ・ 社会的情勢を踏まえて、極力「遡及」が発生しないような、建物の新築時以後主な設備に変更が生じない法体制を望む。経済不況が厳しい中、関係者の設備投資の経費軽減にもなる。
- (6) 項口及びハの規制が後出しになっているので整理してほしい。
- ・ 美術館・博物館の利用形態は、有料・無料にかかわらず多数の観覧者が入場観覧し、その混雑から入場制限を行う施設もある。実態としては、不特定多数の者が出入りする施設となっている。(8)項については、立法当初の「資料収集の用途」というものとは実態が異なってきていることから、ソフト面・ハード面の規制のあり方について、検討に加えて頂きたい。
 - ・ 消火器、誘導灯のみを設置している小規模な防火対象物が多く見受けられるが、消火器等の点検は、これらの防火対象物でも大規模な

防火対象物でも同じ基準となっている。蓄圧式消火器の普及と合わせて小規模防火対象物の点検基準の緩和等が必要。

- ・ 屋内消火栓については全国的にも費用の割に奏功例が極端に少ないため、法令改正において屋内消火栓設備そのものを廃止し、消火設備はSPに一本化するべき。SPについても火災でヘッドは1、2個しか開放していない事実等を考慮し、同時放水個数の大幅な見直しが必要。
- ・ 火災荷重が多い対象物には自動消火設備であるスプリンクラー設備の設置基準を強化すればよい。
- ・ 有事の際、最も有効であるといえるスプリンクラー設備を防火対象物の消火設備の基本として、建物構造材は度外視し、面積、階層、地階等に応じた組み立てをすればシンプルな規制になるのではないか。既存の防火対象物は補助金制度を含めて検討願いたい。
- ・ テナント等の入れ替わりの早いビル等では、(16)イになる場合と(16)ロになる場合があり(イ・ロ)に関係なく面積300㎡以上で自火報等の設置基準等を設けてはどうか。
- ・ 特定の場所を除き煙感知器で統一すべきではないか。また、住宅用火災警報器でも十分な性能を発揮していることから、検定から鑑定品にし、コストをもっと下げ普及を図るべき。
- ・ 緩降機については、熟練したものでなければ設定時間に相応の時間が経過し、火災の延焼速度に追いつかない。緩降機の奏功事例は聞かれず、点検時等における事故ばかり取り上げられる。設定が容易な避難はしごの上階(4階以上)設置を認めるべきではないか。

(6) 設備点検制度の合理化について

- ・ 消防用設備等点検結果報告制度、防火対象物点検報告制度及び防災対象物点検報告制度を一本化し、ソフト・ハード両面のトータルの安全性を一体的に点検することにより、一つの点検結果で防火対象物の安全性を関係者及び消防機関が確認できるようにするなど、わかりやすく点検結果が活用しやすい制度とする必要がある。
- ・ 危険物施設における消防用設備等の定期点検の維持管理責任は、法第17条の3の3で規定される点検制度と同様な規制が必要であると考えるので、この点について検討をお願いしたい。また、1棟規制されている危険物製造所等においても、設置されている消防用設備等の点検制度を設けることを検討して頂きたい。
- ・ 消防設備士が所属する法人の責任を明確にするための法改正が必要。
- ・ 消防用設備点検報告制度については、令第36条第2項各号に掲げる防火対象物以外においては、防火管理者等においても点検を実施できるが、実際は専門の知識、器具等を用いなければできず、防火対象物の関係者から矛盾を指摘されることが多い。法令上消防設備の義務のあるものは一律点検資格者とするか、あるいは防火管理者等でも点検が実施できるよう点検基準を緩和するか検討いただきたい。
- ・ 消防用設備等の点検の頻度は、6か月ごととされているが、設備の信頼性が向上していることから、点検の期間の緩和が必要。
- ・ 消火器はメンテナンスフリーとし点検報告の対象から外して、電池式住宅用火災警報器の10年後廃棄のように8年後は廃棄とする。

5-2 最小規模事業所と一般住宅との関係

(1) 見直しの方向性について

- ・ 小規模事業所が建物の用途変更を行う際の届出を確実にするために、条例でなく法律において義務付ける、または、届出制度ではなく許認可制度に変更することを検討していただきたい。特に飲食店などは、保健所などの分野とも連携が取れるよう検討して欲しい。
- ・ 不特定多数、特定多数、避難困難、高危険性を有する用途を持つ防火対象物は最小規模でも消防法で規制してほしい。
- ・ 小規模施設と一般住宅との区分が一律ではなく、旅館等施設の形態及び実態を考慮し火災警報器の設置義務化を検討していただきたい。
- ・ すべての自動火災報知設備が義務付けられていない事業所には、住宅火災警報器のようなものは設置させてもいいのではないか。
- ・ 住宅火災の死者を減少させるため、「住宅用防災機器」のうち、ホームスプリンクラーの制度化（設置方法、補助制度等）について検討することを要望する。

5-3 大規模・高層建築物等に係る問題

- ・ 極めて大規模な建築物等では、現行法令並みの安全性能が担保できれば、軽減措置の枠組みが必要。
- ・ 災害時の避難方法や消防設備、防火区画等について特別な扱いをする場合には、それらの機能が十分発揮されるよう、維持管理義務が建築主にあることを明確に示す必要がある。
- ・ 防災管理対象物のうち、地下街や地下空間を有する対象物の防災管理者は、都市型水害や地下空間等における水防の知識・技術を身に付け、利用者の安全を図るよう、防災管理制度において規定する必要がある。

6 「規格による規制」から「防火性能を満たす多様な手法の容認」へ

6-1 性能規定化の基本的な方向性

- ・ 現在の規定方法では、性能規定の範囲の拡大は、法令の複雑化を伴うことにより、予防業務従事者の負担増加に繋がるため、安易な拡大は避けるべきである。一方、運用の面では仕様規定にも分かり易さをはじめとした利点があるため、仕様規定の規定方法についても整理を図ることが望まれる。
- ・ 国からの性能規定化に関する具体的な「技術的助言」がなければ、活用は難しい。
- ・ 避難時間や可燃物の量等が性能を評価する要件とする場合に、計算式でなく、どのように維持管理しなくてはならないのかを、わかりやすく関係者に説示するものを評価書に入れるようにし、それも評価の対象とすべき。
- ・ 大臣認定（ルートC）の消防用設備等について、消防設備士への教養体制を法的に確立すべき。

6-2 性能規定の活用促進

- ・ システムとしての評価・認証を行っていかないと、性能規定化が促進されない。
- ・ 設備については性能規定で認められたものであるが、設置場所等の運用については仕様規定的に分かりやすい規定とし、性能規定に委ねることのないようにしてほしい。

7 消防用機器等に関する公的認証制度等のあり方

7-1 公的認証制度のあり方

- ・ 「虚偽の認証により必要な性能がない消防用設備等が火災時に使用不能となり利用者が被害を受ける。」というようなことのないよう、消防用設備等の認証制度は、引続き営利を目的としない公的機関等による公平、中立、確実な実施が必要。
- ・ 現在の審査制度から製造メーカーの自主検査等に変更になるならば、製造メーカーの自主検査方法の適否を認証機関が確認等することとし、消防本部単位の審査負担を軽減されたい。
- ・ 鑑定制度が廃止となった場合、住宅用火災警報器の規格に係る技術基準の適合状況を確認する手段をどのようにすべきか検討が必要。
- ・ 海外製品の輸入を許容し、消防用設備等の廉価化を促進する制度を設けることも必要ではないか。

7-2 講習制度のあり方

(1) 講習カリキュラム等

- ・ 防火管理者及び防災管理者が事業所の防火管理、防災管理を適切に推進することができるよう、両講習のレベル低下を来たすことのないような措置を要望する。
- ・ 甲種防火管理講習は、講習時間はおおむね12時間とされているが、小規模事業所等では負担が大きいため1日で実施できる軽減策を検討すべき。
- ・ 収容人員による基準を廃して建築延べ面積による基準とし、中規模程度(1000㎡)までの防火対象物を乙種、それ以上の大規模なものを甲種とするなど、区分を見直すことで、受講者の負担軽減と講習内容の合理化を図ってほしい。
- ・ 甲種防火管理再講習について、近年は雑居ビル等の小規模事業所・福祉施設の火災発生時の人命危険等が大きくなっていることから、当該再講習導入に係る対象の拡大や導入効果を検証する必要があるのではないか。
- ・ 防火管理者として長年従事してなかった者が、新たに防火管理者として選任される場合、適宜再受講する制度を導入すべき。
- ・ 再講習制度の見直し(廃止)を図るべき。
- ・ 講習制度の見直しに際して、講習時間や費用が縮減できた理由、講習制度の変更内容(既受講者の扱い、再講習の対象者、内容等)を明確に示すとともに市民に確実に周知すべき。周知の際は、国で対応を検討してほしい。

(2) 講習制度の統合等

- ・ 講習の種類が多く受講者、消防機関にとって負担が大きいため、各種講習の統合等について見直しが必要。
- ・ 分かりやすい講習に一本化するなど、制度の見直し、市民への負担軽減が必要。
- ・ 防火防災に関する講習は、受講者及び消防機関ともに負担が大きく、また、内容についても重複が多いことから整理合理化を図るべき。
- ・ 防火管理制度と防災管理制度は類似した部分が多く、区分けも明確でない部分があるため、一本化すべき。
- ・ 「防火管理者」及び防火管理を含む「防災管理者」の制度として簡明化し、届出等の負担を少なくする等の軽減を検討すべき。
- ・ 講習制度のあり方だけでなく防火防災管理体系として、防火対象物点検、防火管理者、防災管理者、自衛消防組織、自衛消防隊の資格、講習、区分の整合性をとるべき。
- ・ 点検報告制度は、整理して総合的な点検報告制度に一本化すべき。

(3) 講習実施主体

- ・ 防火管理講習は、地域の特性もあり、消防長実施が適当。
- ・ 講習制度全体の見直しに際しても、講習実施機関に引き続き一部裁量を与えるべき。
- ・ 各種講習の講習実施機関、講習内容等については、全国消防長会等と十分に協議して決定すべき。

8 その他

- ・ 規制体系を見直す際には、火災による被害を軽減させることを第一に考え、次に、できるだけ国民の費用負担や地方公共団体の財政支出が増えないようにするための配慮が必要。
- ・ 新たな制度、規制の強化を図る場合においては、資金・人的な支援措置の検討も図られるようお願いする。
- ・ 法令や制度の改正は、制度の単純明確化を進め、国民にとってわかりやすく、また、対応する消防本部の人員・業務量を考慮して検討を行うこと。
- ・ 施設関係者へ経済的負担を伴う法改正は、施設関係者や実際に現場対応する消防職員の意見を取り入れ検討をしていただきたい。
- ・ 「法制的手当てに向けた議論のポイントや主な意見等」では、現行法令の問題点が抽象的で読み取れない。具体的に現行法令のどの部分に問題点が存在するのかを検討し、取りまとめない限り、結局現行法令の基準の上乗せで終わり全国の消防機関がスムーズに運用できなくなってしまうのではないか。